

新型コロナ対応特別手当支援事業 手続きの流れ

- 1 交付要綱及び各種様式等はこちら
→ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/r3-tokubetsuteate.html>
- 2 補助金交付の流れ（※別添参照）
- 3 大まかな申請スケジュールについて

	8月頃	12月頃	2月頃	時期については別途通知
医療機関	◆交付申請 →申請書類の提出 (4月～7月分)	◆変更承認申請 →変更申請書類の提出 (8月～11月分)	◆変更承認申請 →変更申請書類の提出 (12月～3月分)	◆実績報告 →完了及び実績報告 ◆補助金の精算払請求
	◆(変更)交付決定後、必要な場合は概算払請求可			
	◆対象の医療従事者に手当を支給			
県	◇交付決定通知	◇変更交付決定通知	◇変更交付決定通知	◇額の確定通知 ◇補助金交付(精算払)
	概算払請求があった場合、補助金交付			

4 留意事項

- (1) 交付申請や実績報告等にあたっては、交付要綱や実施要領を参照し、必要書類に不備がないか確認の上、県へ提出してください。
- (2) 実績報告書類の提出時期については、別途お知らせします。
- (3) 補助対象期間内に、知事が必要と認める場合には概算払の交付が可能です。

5 問い合わせ先・提出先

福島県新型コロナウイルス対策本部 医療機関支援チーム 宛

電話 : 024-521-8635

メール : corona-iryuu@pref.fukushima.lg.jp

住所 : 〒960-8670

福島市杉妻町2-16

(別添) 補助金交付の流れ (オレンジが医療機関対応部分)

1 (変更) 申請書類の作成・提出

下記必要書類を県HPからダウンロードのうえ、必要事項を記入するとともに、別にお知らせする提出期限内に**必ず提出**してください。

【必要書類】 ※提出方法は別途通知を参照

- 1 交付申請書 (第1号様式) 又は変更交付申請書 (第2号様式)
- 2 対象医療従事者勤務状況年間一覧表 (要領様式第1号)
- 3 対象医療従事者勤務状況月別一覧表 (要領様式第2号)

2 県にて審査・(変更) 交付決定

県で申請書類を受理後、内容の審査を行い、(変更) 交付決定通知を送付します。

3 医療機関における対応

- ・ 医療従事者の勤務状況の確認
- ・ 対象の医療従事者に特別手当を支給
- ・ (必要に応じて) 県に概算払請求書 (第3号様式) を提出し、補助金の交付を受ける。(概算払)

4 実績報告書の作成・提出 (事業完了後)

下記必要書類を県HPからダウンロードのうえ、必要事項を記入のうえ、事業完了の日から起算して30日以内、又は3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

【必要書類】 ※提出方法は別途お知らせします。

- 1 完了報告書 (第4号様式)
- 2 実績報告書 (第5号様式)
- 3 対象医療従事者勤務状況年間一覧表 (要領様式第1号)
- 4 対象医療従事者勤務状況月別一覧表 (要領様式第2号)
- 5 特別手当支払い証明書 (要領様式第3号)
- 6 出勤簿又はタイムカードの写し
- 7 賃金台帳等の写し
- 8 その他参考となる資料

5 県にて実績報告書の確認

県で実績報告書類を確認後、額の確定作業をします。

6 交付請求書の提出

額の確定後、交付請求書 (様式第6号) に必要事項を記入の上、県担当窓口へ提出してください。

7 補助金の交付 (精算払)

申請のあった金融機関の口座に振り込みます。